

HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度実施要領

令和 7 年（2025 年）3 月 24 日林業木材課第 1556 号

（目的）

道が HOKKAIDO WOOD HOUSE を積極的に建築し PR 等を行う工務店を HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者（以下「推進業者」という。）として認証し、推進業者が道との協働により住宅分野における道産木材製品の利用拡大に係る普及啓発を図ることを目的とする。

（定義）

第 1 この要領において「HOKKAIDO WOOD HOUSE」とは、道が定める HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定実施要綱に基づいて、知事が認定する住宅をいう。

（認証基準）

第 2 推進業者としての認証を受けようとする者は、①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により建設業の許可を受けた者（以下「建設業者」という。）、かつ、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）の住宅建設瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結を行っている者、又は②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所の登録を受けた者（以下「建築士事務所の開設者」という。）で、①又は②のいずれかのうち、原則として道が定めるきた住まいるメンバー登録制度実施要領第 5 の規定によりきた住まいるメンバーの登録を受けた者で、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) HOKKAIDO WOOD HOUSE の建築推進に協力すること。
- (2) 原則として本店の所在地が道内（個人の場合は事務所又は営業所の所在地が道内）にあること。
- (3) 住宅設計事業者にあつては、BIS、BIS-M 又は住宅省エネルギー技術講習会設計者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。また、住宅建設事業者にあつては、BIS-E、BIS-M 又は住宅省エネルギー技術講習会施工技術者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。
- (4) 申請する年の 1 月 1 日現在において、木造住宅建築の設計又は施工に 2 年以上従事していること。
- (5) 関係法令を遵守するとともに、建築主との契約の際には、必ず書面によることとし、かつ、締結後、契約書及び関係図書（確認申請書一式又はそれに準ずる図書及び HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定申請書一式）を 30 年間保存すること。
- (6) 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」、又は「1 級建築施工管理技士」が在職していること。
- (8) 業者名等の情報を北海道のホームページに掲載することに同意すること。
- (9) 省エネルギー性、耐久性など北海道にふさわしい住まいづくり（「きた住まいるの要件に適合する住宅」等）に努めること。
- (10) 認証を受けようとする法人、その役員若しくは社員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員）若しくは暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと及び暴力団員若しくは暴力団関係事業者ではなくなった日から 5 年を経過していること。
- (11) HOKKAIDO WOOD のメンバーであること。

(認証の申請)

第3 第2の規定に適合し、推進業者としての認証を受けようとする者は、**HOKKAIDO WOOD HOUSE** 建築推進業者認証申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第2に関わって、建設業者にあつては建設業法第3条第1項の規定による建設業許可通知書の写し及び住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結状況を示す書類の写し、建築士事務所の開設者にあつては建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録申請書の副本（知事の証明印の押印されたもの）の写し
- (2) 第2の第1号、第5号、第8号、第9号の規定に関わる **HOKKAIDO WOOD HOUSE** 建築推進業者誓約書（別記第2号様式）
- (3) 第2の第2号に関わって、法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿謄本、個人にあつては、住民票
- (4) 第2の第3号に関わって、所属する1名以上の **BIS**、**BIS-E** 若しくは **BIS-M** に認定登録証の写し又は省エネ技術講習会設計者講習会修了証の写し若しくは省エネ技術講習会施工技術者講習会修了証の写し
- (5) 第2の第4号の規定に関わる木造建築の実績一覧（別記第3号様式）
- (6) 第2の第6号の規定に関わる総合振興局、振興局若しくは道税事務所が交付する消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書又は滞納がないことを証する書類
- (7) 第2の第7号の規定に関わる一級建築士、二級建築士、木造建築士、又は1級建築施工管理士の免許証の写し
- (8) 第2の第10号に関わる誓約書（別記第4号様式）。以下「誓約書」という。）
- (9) きた住まいるメンバー登録制度実施要領第5の規定による交付を受けた、きた住まいるメンバー登録証の写し
- (10) その他参考情報

(審査)

第4 知事は、建設業者又は建築士事務所の開設者から第3の規定に基づく認証の申請があったときは、第2各号の規定のいずれにも適合するかを審査し、その結果を **HOKKAIDO WOOD HOUSE** 建築推進業者認証審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(認証書の交付、推進業者の公表等)

第5 知事は、第4の審査により認証をしたときは、当該申請をした建設業者、建築士事務所の開設者に対して、推進業者として認証されたことを証する認証書を交付するとともに、遅滞なく、推進業者名等の情報を北海道のホームページに公表するものとする。

2 知事から認証書の交付を受けた者は、「**HOKKAIDO WOOD HOUSE** 建築推進業者」と称することができる。ただし、推進業者は、第7の第1項に関連する業務に就く場合のみ、名称を使用することができる。

(報告)

第6 推進業者は、前年4月1日から翌年3月31日までの実績を、毎年5月末日までに **HOKKAIDO WOOD HOUSE** 建築実績等報告書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

(報告)

第6 推進業者は、前年4月1日から翌年3月31日までの実績を、毎年5月末日までに **HOKKAIDO**

WOOD HOUSE 建築実績等報告書（別記第 5 号様式）を知事に提出するものとする。

（推進業者の責務）

第 7 推進業者は、本認証制度並びに HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定制度を理解し、建築主に対して積極的に HOKKAIDO WOOD HOUSE を普及するとともに、HOKKAIDO WOOD HOUSE の建築に努めるものとする。

2 推進業者は、省エネルギー性、耐久性など北海道にふさわしい住まいづくり（「きた住まいの要件に適合する住宅」等）に努めるものとする。

（申請内容の変更）

第 8 推進業者は、第 3 の規定による申請内容に変更が生じたときは、知事に対し、遅滞なく変更届出書（別記第 6 号様式）に変更内容を証する書面を添付して提出しなければならない。

（推進業者の承継）

第 9 法人である推進業者が合併により解散したとき、若しくは分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により推進業者の業務を承継した法人は、知事に第 8 に基づく変更届出書に変更内容を証する書面を添付して提出し、推進業者の当該認証に基づく地位を承継する。ただし、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により推進業者の業務を承継した法人が、第 11 の第 1 項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

2 個人である推進業者が法人となったときは、当該法人は知事に第 8 に基づく変更届出書に変更内容を証する書面を添付して提出し、認証に基づく地位を承継する。ただし、当該法人が第 11 の第 1 項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

3 知事は、1 及び 2 の規定により認証に基づく地位を承継した推進業者に対して、改めて第 5 に基づく認証書を交付し、推進業者名等を北海道のホームページに公表するものとする。

（廃止）

第 10 推進業者は、建設業者又は建築士事務所の開設者でなくなったとき、又は推進業者としての業務を廃止したときは、知事に廃止届出書（別記第 7 号様式）を提出するものとする。

（認証の取り消し）

第 11 知事は、推進業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

(1) 第 2 の規定による条件について、虚偽の申請をしたとき、又は適合しなくなったとき

(2) 第 6 の第 2 項の規定による報告をしなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき

(3) 関係法令等に違反し処分を受けたとき

(4) 推進業者として著しく不適当な行為をしたとき

(5) 第 5 の第 2 項ただし書きの規定以外の目的で、「HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者」という名称を使用したとき

(6) 誓約書に違反したとき

2 知事は、第 1 項の規定により認証を取り消そうとするときは、当該推進業者に対して 1 の (6) を除き、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定により認証を取り消したときは、当該推進業者に対して取り消しの理由を付して書面により通知するものとする。

4 第 1 項の規定により認証の取り消しを受けた者は、取り消しを受けた日から起算して 2 年を経過しなければ、知事から推進業者としての認証を受けることができない。

(再申請)

第 1 2 第 6 の 5 により終了通知及び第 1 1 の取り消しの通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 2 年を経過しなければ、知事から推進業者の認定を受けることはできない。

(推進業者への情報提供等)

第 1 3 知事は、道産木材に関する情報把握に努め、推進業者に情報提供等を行うものとする。

(その他)

第 1 4 この要領に定めるもののほか、認証制度の実施に必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する

2 「『北の木の家』建築推進業者認証制度実施要領（平成 20 年 2 月 26 日林業木材第 2455 号）」第 5 条第 1 項の規定に基づき認証された「北の木の家」建築推進業者のうち、認証の有効期限が令和 7 年 5 月 31 日以降の者については、特に申し出があった場合を除き、本要領第 5 の第 1 項の規定により認証されたものとみなす。